
プロジェクト	IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビュー
項目	借手のリース関連キャッシュ・フローに関する情報の有用性に関する質問に対する対応

本資料の目的

1. 本資料は、国際会計基準審議会（IASB）により 2025 年 6 月 17 日に公表された、情報要請「IFRS 第 16 号『リース』の適用後レビュー」（以下「本情報要請」という。）に対するコメント・レターにおける対応の方向性について検討を行うことを目的としている。
2. 本資料では、本情報要請における質問事項のうち、質問 3「借手のリース関連キャッシュ・フローに関する情報の有用性」を取り上げている。

本情報要請の内容

（情報要請の文脈）

3. IASB は、借手が表示又は開示するリース関連キャッシュ・フローに関する情報の質及び比較可能性に対して意図されている改善がおおむね予想どおりであるかどうかを理解したいと考えている。この情報要請に対する利害関係者のフィードバックは、IASB のキャッシュ・フロー計算書及び関連事項に関するリサーチ・プロジェクトに情報を提供することになり、IASB はフィードバックに対して当該プロジェクトによって対処する方が良いと判断する可能性がある。

（情報要請の背景）

4. 財政状態計算書と純損益計算書との関連付けを維持するために、借手はキャッシュ・フロー計算書において次のような分類をすることが要求される。
 - (1) リース負債の元本部分に係る現金支払を財務活動に分類する。
 - (2) リース負債の利息部分に係る現金支払を IAS 第 7 号に従って分類する。
 - (3) 短期リース料、少額資産のリースに係る支払及びリース負債の測定に含まれていない変動リース料を営業活動に分類する。
5. IFRS 第 16 号は、リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額を開示することを借手に要求している。IFRS 第 16 号は、リースが借手のキャッシュ・フローに与える影響を評価するための基礎を利用者に与えるために、リース活動に関する追加の定性的情報及び定量的情報を開示することも借手に要求している。この追加の情報には、借手が晒され

る可能性のある将来のキャッシュ・アウトフローに関する情報のうちリース負債の測定に含まれていないものが含まれる可能性がある。

6. IAS 第7号の第43項から第44E項は、企業に次のことを要求している。
 - (1) 投資及び財務の非資金取引をキャッシュ・フロー計算書から除外し、それらを財務諸表注記に開示する。非資金取引の例は、直接関連する負債の引受け又はリースによる資産の取得である。
 - (2) 財務活動から生じる負債（リース負債を含む）の変動を利用者が評価できるようにする情報を開示する。これにはキャッシュ・フローから生じる変動及び非資金変動の両方が含まれる。

(スポットライト)

7. 大半の利害関係者は、IFRS 第16号が、借手が財務諸表において表示及び開示するリースに関する情報の透明性及び質を改善したと述べた。しかし、一部の利害関係者（一部の利用者及び作成者を含む）はキャッシュ・フロー計算書におけるリース関連キャッシュ・フローの表示及び関連する開示に関して懸念を示した。これらの利害関係者は次のように述べた。
 - (1) キャッシュ・フロー計算書におけるリース関連キャッシュ・フローの表示は、利用者が分析するには複雑である。その理由は、
 - ① リース負債の元本部分に係る現金支払は財務キャッシュ・フローに表示される。
 - ② 利息支払額は（他の利息支払額とともに）営業活動又は財務活動に表示される場合がある。
 - ③ 変動リース料（リース負債の測定に含まれていない）は営業活動に表示される。
 - (2) IFRS 第16号で要求されてはいるが、一部の企業はリースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額を開示しておらず、その場合、一部の利用者は減価償却費及び利息費用をリースのキャッシュ・アウトフローの代用数値として用いている。利用者は、この2つの金額は異なる可能性があることを認識した。個々のリースに係る利息費用は「前倒し」で計上されるからである。
8. コメントの中で、これらの利害関係者はIASBが企業に次のことを要求することを提案した。
 - (1) 資産をリースする企業と資産を購入するために資金を借り入れる企業との間の比較可能性を改善するために、リースの当初認識に関連する非資金取引に関する情報を

提供する。一部の利用者は、使用権資産の増加に関する情報が借手の資本的支出に関する情報の代用数値として機能する可能性があることを認識した。

- (2) リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額に関する情報を元本部分と利息部分に分解して提供する。
- (3) これらの取引の実質を忠実に表現するために、一部のリースのキャッシュ・フローを営業キャッシュ・フローに表示する。小売及び電子通信のセクターにおける一部の作成者は、リースを行う決定は財務の決定（又は資産の購入又はリースの間での決定）ではなく必然であると述べた。一部の資産は購入できないからである（例えば、ショッピングモールにおける小売スペース又は電子通信施設を設置するためにリースされる屋上の一部分）。

（質問項目）

9. 本件に関する質問は、次のとおりである。

質問3 一借手のリース関連キャッシュ・フローに関する情報の有用性

借手が表示し開示するリース関連キャッシュ・フローに関する財務情報の質及び比較可能性の改善がおおむね IASB が予想したとおりであることに同意するか。改善が期待よりも著しく低いという意見である場合には、その理由を説明されたい。

9 ページから 10 ページの「質問への回答のためのガイダンス」参照¹。

¹ 質問への回答のためのガイダンスには、次のことが記載されている。

- (a) 記述された質問に回答している。
- (b) 関係する IFRS 会計基準書の項を記載している。
- (c) 実際の影響と IFRS 第 16 号の予想された可能性の高い影響との間の重大な相違を説明している。
- (d) これらの重大な相違が、IASB が当該基準書を公表した後の市場の動向によって生じたものかどうか、又は要求事項の適用のコストと便益のバランスが変化したという新たな証拠があるかどうかを説明している。
- (e) 証拠で裏付けられていて、当該事項が重大な影響を有していて広がりがある（8 ページ参照）ことにより、新しい要求事項が意図されたように機能していないことを示唆するほどの重大性のある事項を IASB が識別するのに役立つ。
- (f) 回答者が提案する解決策及びそれが便益とコストの評価にどのように影響を与える可能性があるのか（例えば、ある解決策がトピック 842 の要求事項とおおむねコンバージェンスされている IFRS 第 16 号の要求事項に影響を与える場合）を記述する。

（略）

監査人、規制当局及び利用者 — 自らが監査、規制又は利用する財務諸表を考慮して質問に回答されたい。

IASB は、回答者が質問に回答するために詳細な調査を行うことは期待していないので、回答を提供する際には、IFRS 第 16 号の適用（又は当該基準書に従って作成された情報の利用）についての経験を通じてすでに知っている事項及び懸念を考慮されたい。

2024年9月のASAF会議対応において行った予備的な検討

10. 2024年9月に開催されたASAF会議において「IFRS第16号『リース』の適用後レビュー」が議題として取り上げられ、次の点に関して意見が求められた。
 - (1) コアとなる目的や原則に関する全体的な評価（質問1）
 - (2) コストと便益に関する評価（質問2）
 - (3) IASBが対応すべき適用上の課題（質問3）
11. ASBJ事務局では、2024年9月開催のASAF会議における発言案及びIFRS第16号PIRに対する今後のASBJからの意見発信の基礎を形成するために、IFRS適用課題対応専門委員会及びリース会計専門委員会の専門委員に対し、ASAF会議において質問されるであろう項目を取りまとめた質問票により初期的なコメントを依頼した。
12. 質問3に関連するコメントとして、利用者から、キャッシュ・フロー計算書の表示に関して、営業キャッシュ・フロー又は投資キャッシュ・フローにリースによる設備投資が反映されなくなった点は、借入により資産を購入した企業との比較可能性が低下しているとのコメントが寄せられた。

事務局による分析及びコメント・レターにおける対応方針案

13. IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」（以下「IAS第7号」という。）第43項では、「現金又は現金同等物の使用を必要としない投資及び財務取引は、キャッシュ・フロー計算書から除外しなければならない。当該取引は、投資活動及び財務活動に関するすべての関連性のある情報が提供されるような方法で、財務諸表の他の箇所において開示しなければならない。」とされている。
14. 仮に本資料第12項の問題意識に対応する場合、次の2つの方法が考えられる。
 - (1) 現在、例えば、リース負債の返済による支出として、財務活動によるキャッシュ・フローの区分に表示されているキャッシュ・アウトフローの金額を、投資活動によるキャッシュ・フローの区分に表示する方法
 - (2) リースの開始日において、キャッシュ・フローを擬制し、あたかも、使用権資産の取得による支出を投資活動によるキャッシュ・フローの区分に表示し、リースによる収入を財務活動によるキャッシュ・フローの区分に表示する方法（その後、リースによる収入に関して、リース負債の返済による支出を財務活動によるキャッシュ・フローの区分に表示する。）

15. 前項(1)の方法をとる場合、自社所有の有形固定資産を借入により購入する場合のキャッシュ・フロー計算書における表示との比較可能性が確保されなくなると考えられる。一方、前項(2)の方法をとる場合、本資料第13項に記載のIAS第7号第43項で示されている「現金又は現金同等物の使用を必要としない投資及び財務取引は、キャッシュ・フロー計算書から除外する」というキャッシュ・フロー計算書の基本的な原則と整合しないと考えられる。
16. 前項を踏まえると、借手が表示し開示するリース関連キャッシュ・フローに関する財務情報の質が期待よりも著しく低いとまではいえないと考えられるかどうか。

ディスカッション・ポイント

前項の事務局の分析についてご意見を伺いたい。また、他にコメントすべき点があれば、ご意見を頂きたい。

以 上